

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)2月21日

提出者 町田市長職務代理者
町田市副市長 榎本悦次

町田市営住宅条例の一部を改正する条例

町田市営住宅条例（平成9年12月町田市条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅を使用することができる者は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする<u>次のいずれかに該当する者（以下この条及び第50条において「現に同居し、又は同居しようとする者」という。）</u>があること。</p> <p>ア <u>親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>イ <u>町田市性の多様性の尊重に関する条例（令和 年 月町田市条例第 号）第10条第1項に規定するパートナーシップ宣誓証明又はそれと同等のものであると市長が認める他の地方公共団体の制度による証明を受けたパートナーシップの相手方（以下「パートナーシップの相手方」という。）</u></p> <p>ウ <u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4に規定する里親に委託されている児童（以下「里子」という。）</u></p> <p>(3) ・ (4) 略</p> <p>(5) <u>市営住宅を使用しようとする者及びその</u></p> | <p>(使用者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅を使用することができる者 <u>（第5号に掲げる場合にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下この条において同じ。）を含む。）</u>は、申込みをした日において、次に掲げる条件を具備している者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 現に同居し、又は同居しようとする<u>親族</u>があること。</p> <p>(3) ・ (4) 略</p> <p>(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関</p> |

者と現に同居し、又は同居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする者があることを要しない。

(1)～(6)略

3・4 略

(使用予定者の決定等)

第8条 市長は、市営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき市営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。

(1)略

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者又は住宅がないため親族、パートナーシップの相手方及び里子と同居することができない者

(3)～(6)略

2～4 略

(同居の許可)

第18条 略

2 市長は、市営住宅に同居しようとする者が次の各号のいずれかに該当し、市営住宅の管理上支障がないと認めるときは、同居の許可をすることができる。

(1) 使用者又は同居者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)、パートナーシップの相手方、子(18歳未満の者に限る。)又は里子である場合

する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあつては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。

(1)～(6)略

3・4 略

(使用予定者の決定等)

第8条 市長は、市営住宅の使用申込者の数が使用を許可すべき市営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから抽せんにより使用予定者を決定する。

(1)略

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3)～(6)略

2～4 略

(同居の許可)

第18条 略

2 市長は、市営住宅に同居しようとする者が次の各号のいずれかに該当し、市営住宅の管理上支障がないと認めるときは、同居の許可をすることができる。

(1) 使用者の配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)である場合

(2) 使用者の一親等の血族又は姻族(前号に規定する者に該当するものを除く。)であつて、現に住宅に困窮し、又は使用者と同居しなければ生活の維持が困難であると認められる場合

(3) 略

3 略

(使用権の承継)

第19条 略

2 市長は、市営住宅の使用を承継しようとする者が次の各号のいずれかに該当し、市営住宅の管理上支障がないと認めるときは、市営住宅の使用権の承継を許可することができる。

(1) 使用者の配偶者又はパートナーシップの相手方である場合

(2) 略

3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用権の承継の許可をしてはならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 当該承継をしようとする者が使用者と同居していた期間が1年に満たない場合(当該承継をしようとする者が当該使用者の入居時から引き続き同居している親族又はパートナーシップの相手方である場合を除く。)

(4) 略

(2) 使用者の一親等の血族又は姻族である場合であり、現に住宅に困窮し、又は使用者と同居しなければ生活の維持が困難であると認められる場合

(3) 略

3 略

(使用権の承継)

第19条 略

2 市長は、市営住宅の使用を承継しようとする者が次の各号のいずれかに該当し、市営住宅の管理上支障がないと認めるときは、市営住宅の使用権の承継を許可することができる。

(1) 使用者の配偶者である場合

(2) 略

3 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、使用権の承継の許可をしてはならない。

(1) ・ (2) 略

(3) 当該承継をしようとする者が使用者と同居していた期間が1年に満たない場合(当該承継をしようとする者が当該使用者の入居時から引き続き同居している親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)である場合を除く。)

(4) 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に市営住宅の使用の申込みをした者及び同日前に開始された市営住宅の使用の公募に応じて同日以後に使用の申込みをした者に係る使用

者の資格及び使用予定者の決定については、この条例による改正後の第6条及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行の日前に市営住宅の同居の許可の申請をした者に係る同居の許可については、この条例による改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。